

旅客営業規則の改正について

当社では、下記のとおり改正させていただきます。

記

1 対象規則

旅客営業規則

2 実施日

令和8年3月14日（土）初電より

3 内 容

以下の新旧対照表のとおり改正いたします

※ 本人確認書類から健康保険証を削除しております

以上

《お問合せ》

シーサイドライン 運輸部 業務課

TEL：045-787-7008

（9：00～17：20 土休日は除く）

旧

前略

(被救護者旅客運賃割引証)

第25条 被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名および年齢・付添人を必要とするときは、付添人・氏名および年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称ならびにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。

2 被救護者旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。

表

| | | | | |
|-----------------|-------------|-------------|----------|-----|
| 被救護者旅客運賃割引証 | | | | 契印 |
| 第...号 | 指定番号 | | | |
| 乗車船区間 | 駅から 駅まで | | 經由 | |
| 乗車船の種類 | 片道 往復 | 被救護者 付添人 | 片道 往復 | |
| 旅行証明書番号 | | | | |
| 被救護者の氏名 及び年齢 | (才) | | | |
| 付添者の氏名 及び年齢 | (才) | | | |
| 割引率 | 5割 | | | |
| 有効期間 | 平成 年 月 日 まで | | | |
| 平成 年 月 日 発行 | | | | |
| 施設の所在地 | | | | 代表者 |
| 施設名 | | | | 職印 |
| 代表者氏名 | | | | |
| (発行駅) | (乗車券番号) | (発行年月日) | 割引コード | |
| (基本運賃) | (発行運賃) | (差額運賃) | 救 | 添 |
| | | | 31 | 33 |

9.1cm

3 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1か月間とする。

第3節 定期乗車券の発売

新

前略

(被救護者旅客運賃割引証)

第25条 被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名および年齢・付添人を必要とするときは、付添人・氏名および年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称ならびにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。

2 被救護者旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。

裏

被救護者旅客運賃割引証

契印

| | | | | |
|-----------------------|------------|--------------|-------|--------------|
| 第...号 | 指定番号 | | | |
| 乗車日 | 年 月 日 | | | |
| 乗車区間 | 駅から 駅まで | | 經由 | |
| 証 由 | | | | |
| 乗車行程 | 被救護者 | 片道乗車 往復乗車 | 付添人 | 片道乗車 往復乗車 |
| 旅行証明書番号 | | | | |
| 被救護者の氏名 及び年齢 | (才) | | | |
| 付添人の氏名 及び年齢 | (才) | | | |
| 割引率 | 5割 | | | |
| 有効期限 | 年 月 日 まで | | | |
| 年 月 日 発行 ※発行日から1箇月間有効 | | | | |
| 施設の所在地 | | | | 代表者 |
| 施設名 | | | | 職印 |
| 代表者氏名 | | | | |
| (発行駅) | (乗車券番号) | (発行年月日) | 割引コード | |
| (基本運賃) | (発売運賃) | (差額運賃) | 救 | 添 |
| | | | 31 | 33 |

割引証に記入された個人情報、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。

(この割引証の使用上の注意)

(1)この割引証は、旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、次に掲げるいずれかにより割引普通乗車券を購入する場合に1回に限って使用できます。

ア 片道乗車又は往復乗車の割引普通乗車券を購入する場合

イ 付添人と同一区間の片道乗車又は往復乗車となる割引普通乗車券を同時に購入する場合

ウ 被救護者が片道乗車、付添人が同一区間の往復乗車となる割引普通乗車券を同時に購入する場合

(2)この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。

(3)発行者はこの割引証の記入事項(太わく内を除く。)を記入(乗車行程は、該当のもの を○で囲む。)し、代表者印を押印してください。これらの記入・押印がないものは、使用できません。

(4)発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。

(5)この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。

(6)この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。

(7)この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。

3 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1か月間とする。

第3節 定期乗車券の発売

(通勤定期乗車券の発売)

第 26 条 旅客が区間を同じくして乗車する場合で定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1 か月、3 か月または 6 か月有効の通勤定期乗車券を発売する。ただし、自動券売機で購入する場合は、定期乗車券購入申込書の記入・提出を省略できる。

2 通勤用定期乗車券購入申込書の様式は、次のとおりとする。

《表》

《裏》

PASMO・定期券購入申込書（兼個人情報変更申込書）

株式会社バスモ
econ 乗車カードライン

以下の「個人情報の取扱い」および「PASMO」の取扱い、当社の特典等詳細に同意し、申し込みます。
 ■記入が PASMO の購入、兼定期 PASMO の購入、PASMO の利用、PASMO の変更、PASMO の個人情報の変更を目的とする場合
 ■記入が PASMO の購入、兼定期 PASMO の購入、PASMO の利用、PASMO の変更、PASMO の個人情報の変更を目的とする場合
 ■記入が PASMO の購入、兼定期 PASMO の購入、PASMO の利用、PASMO の変更、PASMO の個人情報の変更を目的とする場合

お申し込み内容
 大人用 小児用
 PASMO 定期券の購入
 PASMO 定期券の購入
 PASMO 定期券の購入

お名前
 姓 名 姓 名 姓 名
 生年月日
 性別 男・女

定期券の内容
 定期券の種類 (新 規 ・ 展 続)
 乗車区間
 有効期間 (1 か月 ・ 3 か月 ・ 6 か月)
 有効開始日 年 月 日
 有効終了日 年 月 日

(通学定期乗車券の発売)

第 27 条 指定学校（旅客鉄道会社が指定した学校、以下同じ。）の学生（第 30 条第 1 項第 1 号に規定する学生を除く、以下この条において同じ。）・生徒・児童または幼児が次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校代表者において、必要事項を記入して発行した通学証明書書を提出したとき、または第 68 条に規定する通学定期乗車券購入兼用の身分証明書を提示し、かつ定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1 か月、3 か月または 6 か月有効の通学定期乗車券を発売する。

- 居住地最寄り駅と在籍する指定学校最寄り駅との相互間を通学のため乗車する場合
- 区間を同じくして順路によって乗車する場合

(通勤定期乗車券の発売)

第 26 条 旅客が区間を同じくして乗車する場合で定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1 か月、3 か月または 6 か月有効の通勤定期乗車券を発売する。ただし、自動券売機で購入する場合は、定期乗車券購入申込書の記入・提出を省略できる。

2 通勤用定期乗車券購入申込書の様式は、次のとおりとする。

《表》

《裏》

PASMO・定期券購入申込書（兼個人情報変更申込書）

株式会社バスモ
econ 乗車カードライン

以下の「個人情報の取扱い」および「PASMO」の取扱い、当社の特典等詳細に同意し、申し込みます。
 ■記入が PASMO の購入、兼定期 PASMO の購入、PASMO の利用、PASMO の変更、PASMO の個人情報の変更を目的とする場合
 ■記入が PASMO の購入、兼定期 PASMO の購入、PASMO の利用、PASMO の変更、PASMO の個人情報の変更を目的とする場合
 ■記入が PASMO の購入、兼定期 PASMO の購入、PASMO の利用、PASMO の変更、PASMO の個人情報の変更を目的とする場合

お申し込み内容
 大人用 小児用
 PASMO 定期券の購入
 PASMO 定期券の購入
 PASMO 定期券の購入

お名前
 姓 名 姓 名 姓 名
 生年月日
 性別 男・女

定期券の内容
 定期券の種類 (新 規 ・ 展 続)
 乗車区間
 有効期間 (1 か月 ・ 3 か月 ・ 6 か月)
 有効開始日 年 月 日
 有効終了日 年 月 日

(通学定期乗車券の発売)

第 27 条 指定学校（旅客鉄道会社が指定した学校、以下同じ。）の学生（第 30 条第 1 項第 1 号に規定する学生を除く、以下この条において同じ。）・生徒・児童または幼児が次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校代表者において、必要事項を記入して発行した通学証明書書を提出したとき、または第 68 条に規定する通学定期乗車券購入兼用の身分証明書を提示し、かつ定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1 か月、3 か月または 6 か月有効の通学定期乗車券を発売する。

- 居住地最寄り駅と在籍する指定学校最寄り駅との相互間を通学のため乗車する場合
- 区間を同じくして順路によって乗車する場合

2 通学証明書の様式は次のとおりとする。

| 通学証明書 | | |
|--|------------|----------|
| 学校種別 又は指定番号 | 区分 | |
| 通学者の 氏名・年齢 | (歳) | |
| 通学者の居住地 電話 () | | |
| 部科及び学年 | 部 | 科 学年(年次) |
| 証明書番号 | | |
| 通学区間 | 駅 | 駅間 理由 |
| 通学定期乗車券の有効期間 | 年月 | |
| ※通学定期乗車券の使用開始日 | 年 月 日 から | |
| 卒業予定年月日 | 年 月 日まで | |
| 発行 年月日 | 年 月 日発行 | |
| 証明 学校所在地 | 代表者 職 印 | |
| 学校名 | 学校代表者氏名 | |
| 1 この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間です。 2 この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入（性別は、該当のもののみで固む。）してください。 3 この証明書のうち、※印の欄は、通学者が記入してください。 4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは、使用できません。 | | |
| 下欄には、記入しないでください。 | | |
| 年 | 月 | 日まで |
| (発行駅) | (乗車券番号) | (発行年月日) |
| (基本運賃) | (乗売運賃) | (乗額運賃) |

12.5cm (裏無地)

3 通学証明書の有効期間は、発行の日から1か月間とする。ただし、旅客鉄道会社制定の学校及び救護施設指定取扱規則第15条第3項および第8項の規定による有効開始日または有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を通学定期乗車券の有効開始日とする場合に限る。

4 指定学校の学生・生徒もしくは児童が実習するため実習場等まで乗車する場合で、当社が必要と認めた場合は、第1項の規定に準じて通学定期乗車券を発売できる。

(注) 指定学校の学生・生徒・児童または幼児とは、指定学校に在学して、通常の教育課程の教育を受けるものをいう。通常の教育課程には、高等学校の大学受験のために行う補習科・専攻科または別科として認可を受けないで専攻科または別科に準ずる教育を行う部科、新制大学の研究科（大学院の研究科を除く。）または学則上に定めてある研究生・専攻生・聴講生・委託生など学校教育法に規定していない部科の教育課程は含めない。

2 通学証明書の様式は次のとおりとする。

| 通学証明書 | | |
|--|------------|----------|
| 学校種別 又は指定番号 | 区分 | |
| 通学者の 氏名・年齢 | (歳) | |
| 通学者の居住地 電話 () | | |
| 部科及び学年 | 部 | 科 学年(年次) |
| 証明書番号 | | |
| 通学区間 | 駅 | 駅間 理由 |
| 通学定期乗車券の有効期間 | 年月 | |
| ※通学定期乗車券の使用開始日 | 年 月 日 から | |
| 卒業予定年月日 | 年 月 日まで | |
| 発行 年月日 | 年 月 日発行 | |
| 証明 学校所在地 | 代表者 職 印 | |
| 学校名 | 学校代表者氏名 | |
| 1 この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間です。 2 この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入（性別は、該当のもののみで固む。）してください。 3 この証明書のうち、※印の欄は、通学者が記入してください。 4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは、使用できません。 | | |
| 下欄には、記入しないでください。 | | |
| 年 | 月 | 日まで |
| (発行駅) | (乗車券番号) | (発行年月日) |
| (基本運賃) | (乗売運賃) | (乗額運賃) |

12.5cm (裏無地)

3 通学証明書の有効期間は、発行の日から1か月間とする。ただし、旅客鉄道会社制定の学校及び救護施設指定取扱規則第15条第3項および第8項の規定による有効開始日または有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を通学定期乗車券の有効開始日とする場合に限る。

4 指定学校の学生・生徒もしくは児童が実習するため実習場等まで乗車する場合で、当社が必要と認めた場合は、第1項の規定に準じて通学定期乗車券を発売できる。

(注) 指定学校の学生・生徒・児童または幼児とは、指定学校に在学して、通常の教育課程の教育を受けるものをいう。通常の教育課程には、高等学校の大学受験のために行う補習科・専攻科または別科として認可を受けないで専攻科または別科に準ずる教育を行う部科、新制大学の研究科（大学院の研究科を除く。）または学則上に定めてある研究生・専攻生・聴講生・委託生など学校教育法に規定していない部科の教育課程は含めない。

